○農林水産省告示第二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県大津市伊香立途中町字後出八九八から九〇二まで、九〇五から九一一まで、九〇六の一、九一四から九一六まで、九一八から九二二まで、九三〇、九三二、九三三、字殿山九三一、字南谷九五〇、九五二から九五四まで、九五七、九五八、字花折一〇三五から一〇四三まで、一〇四四の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県大津市伊香立途中町字西山八八五、八八六、八九二、字焼尾九三五から九四〇まで、九四五、九四七の一、字南谷九四八、字中谷九七一、九七二、九七六、九八一の一、九八二から九八四まで、九八六、九九五の一、九九六、九九八、一〇〇〇、一〇〇一、字花折一〇〇六の一、一〇〇七の一、一〇〇七の二、一〇〇八の一、一〇〇八の二、一〇一三の一、一〇一三の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県栗東市川辺字下味三四三、字平尾山三五六の一、三五七から三六三まで、三六四の一、三六五の一、三六六、三六七の一、三六八の一、三六八の三、三六九の一、三六九の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県栗東市安養寺字中尾一、一の一、一の二、二、字発光八六の一、八六の四から八六の七まで、字山ノ神一七一の一、字アハイ谷一七二から一七八まで、一七二の一、一七三の一から一七三の四まで、一七四の一、一七五の一、一七六の一、一七六の二、一七八の一、一七九の二、一七九の三、一八〇の一、一八一の一から一八一の三まで、一八二、一八二の一から一八二の五まで、一八三、一八三の一、一八三の二、一八四の一、一八四の三から一八四の五まで、一八五の一、一八五の八から一八五の一四まで、字笹谷一八七から一八九まで、一八七の一、一八八の一、一八八九の一、一九〇の三、一九〇の四、一九一の一、一九二、一九二の一、一九三の一から一九三の五まで、一九四の二、一九五の一、一九五の二、一九六の一、一九六の二、一九七の一、一九七の二、字毛苅一九九の二、二〇一の三から二〇一の五まで、二〇二の三、二〇二の四、二〇三の一、二〇九の一〇、字山寺屋敷七九七の一、七九七の二、安養寺四丁目字上ノ山一三〇の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県栗東市下戸山字和田一から六まで、七の一、七の二、八から一一まで、一二の一、一二の二、一三から一六まで、一七の一、一八、一九、二二から三一まで、三二の二、三三の一、三五から三九まで、三五の一、三七の一、三九の一、四〇の一、四一から四三まで、四四の一、四五、四六、四七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県長浜市高山町字花房二三四四の一、二三四四の六、字一ノ瀬二三六四の一、二三六四の二、字大畑二四二六、字下津滝二四七九、字越滝二四八六の一、字霜月谷二五七四の一、字橋立二八一一の二、字桂谷二八二一の一、字蚕座敷谷二八七〇の一、二九四八の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）